

阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、安全に安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、町内における犯罪の発生を抑止し、地域の防犯力の向上を図るため、予算の範囲において阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「居宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 補助金の交付を受ける者が自ら居住する一戸建ての住宅(兼用住宅及び併用住宅を含む。)であること。
- (2) アパート、マンションその他の共同住宅及び長屋でないこと。ただし、二世帯住宅(1の住宅に2世帯以上の親族が居住するものであって、各世帯の専用の玄関、台所、トイレ等を有し、それぞれの世帯で独立した生活が可能な住戸であるものをいう。以下同じ。)については、この限りでない。

2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 犯罪の発生を抑止を目的として、居宅の敷地内の映像を主として撮影するため継続的に設置されるカメラであって、映像データを確認するモニター、映像データの記録装置(電磁的記録媒体を含む。)その他のカメラと一体的に用いられる関連機器で構成されるもの(ドアホンを除く。)をいう。
- (2) 映像データ 家庭用防犯カメラにより撮影された映像の記録をいう。
- (3) 看板 家庭用防犯カメラを居宅に設置していることを表示する看板をいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時に町の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録されている者で、現に家庭用防犯カメラを設置する町内の居宅に居住しているものであること。
- (2) 補助金の交付を受ける者が居宅又はその敷地の所有者でない場合は、当該所有者の同意を得ていること。
- (3) 阿見町税条例(昭和53年阿見町条例第1号)に規定する町税を滞納していないこと。
- (4) 阿見町暴力団排除条例(平成23年阿見町条例第19号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと。

2 この要綱による補助金は、次項の家庭用防犯カメラ及び第4項の看板のいずれをも設置する場合に交付するものとし、その交付の回数は、1戸の居宅につき1回限りとする。この

場合において、1戸の居宅の数え方については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同一の敷地に複数の居宅が建てられているもの それぞれの家屋を1戸の居宅とする。
- (2) 二世帯住宅であるもの 1の家屋を1戸の居宅とする。

3 補助金の交付の対象となる家庭用防犯カメラは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居宅、車庫、門柱、塀その他の土地に定着する物であって屋外にあるものに固着して設置したものであること。
- (2) 居宅(兼用住宅又は併用住宅にあつては、居住用部分に限る。)に対する犯罪の発生の抑止に効果的であると認められる場所に設置したものであること。
- (3) 次に掲げる機能を備えたものであること。
 - ア 撮影した映像データを常時記録する機能
 - イ 記録した映像データを確認することができる機能
 - ウ 赤外線照射機能その他の夜間においても被写体を容易に確認することができる映像を撮影する機能
- (4) 賃貸借によって設置したものでないこと。
- (5) 補助金の交付を受ける者(その者から家庭用防犯カメラの購入及び設置を請け負った者を含む。)が購入した時点において未使用のものであること。
- (6) 令和8年10月1日以降に購入し、及び設置したものであること。
- (7) 国、地方公共団体その他の公的機関による他の補助制度に基づく補助を受けたもの又は受ける予定があるものでないこと。

4 補助金の交付対象となる看板は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 門柱、塀、居宅の外壁その他の犯罪の発生の抑止に効果的であると認められる場所であつて、可能な限り道路から確認することができる位置に設置したものであること。
- (2) 一般に市販されているものを購入したものであること。
- (3) 家庭用防犯カメラが作動していることが一般的に伝わる内容の表示をしたものであること。
- (4) 補助金の交付を受ける者(その者から看板の購入及び設置を請け負った者を含む。)が購入した時点において未使用のものであること。
- (5) 令和8年10月1日以降に購入し、及び設置したことを証明することができるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭用防犯カメラ及び看板の購入費及び送料

(2) 家庭用防犯カメラ及び看板の設置工事費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 映像データを確認するモニターのうち、テレビ受像機、スマートフォン、タブレット端末その他の二次的に活用することができる機器の購入費

(2) 映像データを記録する電磁的記録媒体であって、自らが所有するものでないものの利用に係る費用

(3) 家庭用防犯カメラの保守点検、保証期間の延長その他の維持管理に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に係る実支出額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、25,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家庭用防犯カメラ及び看板を購入した日から起算して3箇月を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、必要に応じて現地調査等を実施して交付の可否を決定し、阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第5号に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 家庭用防犯カメラ及び看板の管理運用等に関し、別表の基準を遵守すること。

(2) 設置した家庭用防犯カメラの廃棄は、設置した日から起算して6年を経過した日以降に行うこと。ただし、故障した場合は、この限りでない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出は、第6条の規定による申請書に添付した領収書その他の書類の提出をもってこれに代えるものとみなす。

(補助金の請求及び交付)

第10条 第7条の規定による交付決定を受けた者は、阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付請求書(様式第3号)により、令和9年2月28日までに町長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 第8条に規定する条件に違反したとき。
 - (3) この要綱による補助金の交付を受けた家庭用防犯カメラを設置した日から起算して6年以内に交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したことが明らかになったとき。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めた場合は、この限りでない。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。
- (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を受けた補助金及び同日までに提出された交付申請に対するこの告示の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第8条関係)

区分	基準
家庭用防犯カメラの運用に関する こと	1 撮影範囲は、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。 2 撮影範囲に居宅以外の住家が含まれる場合は、当該住家に居住する者の承諾を得ること。 3 稼働時間は、24時間とすること。 4 定期的な点検等により、適正な維持管理を行うこと。 5 その設置や運用に関し苦情を受けたときは、誠実に対応すること。
映像データの管理に関する こと	1 映像データは加工することなく、撮影時のままで保管すること。 2 設置目的を達成するために必要な場合を除き、映像データを複写し、又は複製しないこと。 3 映像データについてSNSに投稿することその他の設置目的に反した利用をしないこと。 4 映像データ及びその電磁的記録媒体について、漏えい、紛失、改ざん防止その他の映像データの適正な管理のために必要な措置を講ずること。 5 映像データの保存期間は原則として1か月以内とし、かつ、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合は上書きを自動的に行うこと。 6 犯罪に関する捜査のため、警察、検察等の捜査機関又は裁判所から映像データの提供の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。
看板の管理に関する こと	看板が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は滅失して、家庭用防犯カメラが作動していることが伝わるものでなくなったときは、同等の内容を表示した看板を設置すること。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

阿見町長 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書

阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 設置した家庭用防犯カメラ

家庭用防犯 カメラ	メーカー名		
	製品名		
	品番		
	構成機器	☐ カメラ ☐ モニター ☐ 記録装置	
看板	大きさ	mm × mm	
	表示内容		
購入日		年 月 日	
購入額(A) ※送料を含む。		円	
設置日		年 月 日	
設置工事額(B)		円	
設置した居宅の住所			
購入額・設置工事額の合計(C)		円	
補助金交付申請額	①C×1/2(千円未満は切捨て)	円	
	②補助限度額	25,000円	
	①と②を比較して低い方の額 (=申請額)	円	

2 添付書類

(1) 領収書の写し(令和8年10月1日以降の日付のもの)

- ・家庭用防犯カメラ及び看板の購入費・送料(A)
- ・家庭用防犯カメラ及び看板の設置工事費(B)

(2) 写真

- ・家庭用防犯カメラを設置した場所がわかる居宅の全景の写真
- ・家庭用防犯カメラの設置場所と、家庭用防犯カメラが居宅など土地に定着した物に固着していることが確認できる写真
- ・看板の設置場所と看板に表示されている内容が確認できる写真
- ・家庭用防犯カメラの映像を表示しているモニター(スマートフォン等を除く。)の画面写真
- ・家庭用防犯カメラの構成機器(モニター・記録装置)の外観写真

(3) その他必要な書類

- ・身分証明書の写し

3 調査同意

阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金の交付申請にあたり、審査に必要な私の個人情報(住民登録及び町税納付の状況)について調査することに同意します。

年 月 日

申請者氏名

職員記入欄

住民登録状況	月 日	確 認

納税状況	月 日	確 認

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

阿見町長



阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付・不交付の別 交付 ・ 不交付

2 交付決定額

交付決定額	円
-------	---

3 不交付の理由

理由	
----	--

4 交付決定に係る条件

- (1) 家庭用防犯カメラ及び看板の管理運用等に関し、別表の基準を遵守すること。
- (2) 設置した家庭用防犯カメラの廃棄は、故障した場合を除き、設置した日から起算して6年を経過した日以降に行うこと。

5 備考

交付決定に係る条件に違反したときや、設置日から6年以内に交付目的に反して利用、譲渡、交換、貸付けを行い、又は担保に供したときなどは、交付決定を取り消して補助金の返還を命じる場合がありますので、注意してください。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

阿見町長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金について、阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

【補助金の振込先】

金融機関名			支店名				
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

- ※口座名義人については請求者氏名と一致すること。
- ※口座情報を確認できる書類を添付すること。
- ※この請求書は、令和9年2月28日までに町に提出すること。

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

阿見町長 印

阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金について、阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消したので、通知します。

記

取り消した補助金の額	円
取り消した理由	